



あなたの一票
忘れずに!

第26回参議院議員通常選挙

7月10日(日) 予定

午前7時～午後8時

(投票区により投票所閉鎖時刻が繰り上がる場合があります。
入場券にてご確認ください。)



▶投票できる方

引き続き3ヵ月以上白鷹町の住民基本台帳に登録されている方で、平成16年7月11日までに生まれた方(18歳以上の方)。

※令和4年3月22日以降に白鷹町に転入された方は、以前の住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

▼投票にあたっての注意事項

(1)投票用紙の書き方(①→②)

①山形県選出議員選挙の投票を行います。投票用紙(クリーム色)には候補者1人の氏名を書き、投票箱に投票してください。

②比例代表選出議員選挙の投票を行います。投票用紙(白色)には候補者1人の氏名または1つの政党等の名称を書き、投票箱に投票してください。

(2)入場券を忘れずに持参してください。

入場券は6月24日に発送予定です。もし入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付にお申し出ください。

▼代理投票

身体の都合などにより、自分で投票用紙に記載できない方は、投票所の職員が本人に代わって記載いたします。本人による申し出が必要ですので、ご希望の方は投票所の受付にお申し出ください。

▼期日前投票

選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、投票日前であっても、投票日と同じように投票ができます。

▷場所/中央公民館1階ミーティングコーナー

▷日時/(6/22公示、7/10投票日の場合)

公示日の翌日6月23日(木)

投票日の前日7月9日(土)

(午前8時30分 午後8時)

※期日前投票をする場合は、事前に入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入の上ご持参ください。

※公示日の翌日などで入場券が届いていない場合でも期日前投票ができますので、期日前投票所の受付にお申し出ください。

▶不在者投票

業務に従事するため他の市町村に滞在されている方は、従来の不在者投票と同じように滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合、郵便で投票用紙を請求してからの投票となり、郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに請求の手続きを行ってください。

※不在者投票ができる施設として指定されている病院等に入院・入所中の方は、その場所(施設内)で不在者投票ができますので、各施設の職員にお申し出ください。

町内の指定施設
白鷹町立病院、白光園、マイスカイ中山、
あゆみの園
※町外の指定施設については、お問い合わせください。

○郵便等による不在者投票について

身体障害者手帳をお持ちで、次に当てはまる方(いづれも自書することが可能な方)は自宅で投票できます。

- ・両下肢等の障害の程度が1級もしくは2級
- ・内臓機能の障害の程度が1級もしくは3級
- ・免疫等の障害の程度が1級から3級
- ・戦傷病者手帳をお持ちで、両下肢もしくは体幹の障害の程度が特別項症から第2項症
- ・内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症
- ・介護保険法上の要介護者で要介護5

※自宅で「郵便等による不在者投票」をするためには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要になります。証明書をお持ちでない方で、希望される方はお早めに申請の手続きを行ってください。
※以前取得された方でも有効期限がありますので必ずご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方は、郵便による投票ができるようになります。詳しくは、お問い合わせください。

選挙期日について、まだ決定されていないため、6月22日公示、7月10日投票の想定で記載しております。今後、変更となる場合もあります。

○～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳に達するまでの方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

☑国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,590円です。

これらの保険料に加えて、毎月400円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取れる制度があります（付加年金）。

☑「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

☑口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間がはぶけ、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末振替）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

国民年金保険料のお支払い

学生納付特例制度

☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑申請について

「学生納付特例申請書」に在学期間がわかる学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本を添付し、役場町民課戸籍年金係または年金事務所に提出してください。

電子申請について

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナポータルの情報を利用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。

※詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。



ホームページ
QRコード

○国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、町民課戸籍年金係の窓口で手続きをしてください。

令和4年度分（令和4年7月分から令和5年6月分まで）の免除等の受付は令和4年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になった方で、申請を忘れていた期間がある場合は、町民課戸籍年金係または年金事務所へご相談ください。

【問い合わせ】米沢年金事務所 ☎ 0238-22-4220（自動音声）／町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129